○令和５管理年度知事管理漁獲可能量について

令和５年３月 28 日公表
令和５年４月 28 日一部変更
令和５年５月 22 日一部変更
令和５年８月４日一部変更
令和６年１月 12 日一部変更
令和６年３月 14 日一部変更

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第５項の規定に基づき、令和５年３月 28 日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和５管理年度における同条第１に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和６年３月１４日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
第一　くろまぐろ（小型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　75.8 トン
２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>７５．８トン</td></tr>
<tr><td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>７５．８トン</td></tr>
</table>
第二　くろまぐろ（大型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　322.4 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>３２２．４トン</td></tr>
<tr><td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td>３２２．４トン</td></tr>
</table>
第三～第七（略）
</td><td>
第一　くろまぐろ（小型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　80.8 トン
２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>８０．８トン</td></tr>
<tr><td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>８０．８トン</td></tr>
</table>
第二　くろまぐろ（大型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　322.4 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>３２２．４トン</td></tr>
<tr><td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td>３２２．４トン</td></tr>
</table>
第三～第七（略）
</td></tr>
</table>